

第2回岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会（会議要旨）

平成29年度 第2回岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会（会議要旨）

日時	平成29年7月13日（木） 9:00～11:30
場所	不二羽島文化センター 201 会議室
内容	
1.協議会長挨拶	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の会は、来年度岐阜地区の小・中学校及び義務教育学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書について協議し、岐阜地区採択協議会としての選定を行う会であること。 ・本日の会での小学校及び中学校（特別支援学校の小学部、中学部を含む）用教科用図書の採択については、「特別の教科 道徳」（小学校）以外の教科について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条により、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除き、平成28年度と同一の教科用図書を採択すること。 ・本日の会での採択については、各市町教育委員会の責任と権限において、採択の議決を経て決定されること。なお、教科書無償措置法により、各市町教育委員会においては、協議の上、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないこと。
2.日程説明	・庶務より日程の説明。
3.経過報告	・庶務より本日までの経過を報告。
4.会の成立	・委員25名中24名の出席により、本協議会は成立すること。
5.議案協議 ○第1号議案 調査報告	<p><道徳> 「特別の教科道徳」8者の調査研究の結果について、主任研究員から報告。</p>
質問1	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書に書かれている発問の例についての質問。 →道徳的な問題を解決していく力をより身に付けることができるかどうかということを重視して検討をした旨を回答。
質問2	<ul style="list-style-type: none"> ・各者の教科書についてより詳しい説明をもとめる質問。 →資料、道徳ノート、資料の配列、学年の発達段階が資料と合っているかといった視点で、各者の教科書を研究した内容を回答。
質問3	<ul style="list-style-type: none"> ・定番の資料や新しい資料についての質問。 →新しい資料は、全者、2つの大切な価値があり、強い葛藤が生まれる資料や、一つの答えがあるのではなく、学級の話し合いを通

第2回岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会（会議要旨）

<p>質問4</p> <p>質問5</p> <p>意見1</p> <p>※議決</p>	<p>して、自分もみんなも納得できる答えを見つけていく資料など、非常に心に響く資料がある旨を回答。</p> <p>・岐阜県に関わる資料についての質問。 →各者、岐阜に関わる人物や地域が取り上げられている旨を回答。</p> <p>・どの先生が行っても児童に力が身に付けることができるのかどうかについての質問。 →主体的、多面的、多角的に問題を捉えて考えていけるのかどうかを大切にして調査研究を進めてきた旨を回答。</p> <p>・教科書を家庭に持ち帰り、保護者と児童とで話ができる良い機会となる旨の意見。</p> <p>光村図書を選定することに決定。</p>
<p>○第2号議案</p> <p>※議決</p>	<p>「平成30年度使用小学校用教科用図書の選定について」</p> <p>・小学校用教科書用図書の選定について説明。</p> <p>・平成30年度使用小学校用教科用図書については、特別な事情がない限り、平成28年度と同様の教科書を選定すること。</p> <p>原案通り選定することに決定。</p>
<p>○第3号議案</p> <p>※議決</p>	<p>「平成30年度使用中学校用教科用図書の選定について」</p> <p>・中学校用教科書用図書の選定について説明。</p> <p>・平成30年度使用中学校用教科用図書については、特別な事情がない限り、平成28年度と同様の教科書を選定すること。</p> <p>原案通り選定することに決定。</p>
<p>○附則9条本について</p>	<p>・庶務より、学校教育法附則9条に規定する教科用図書について説明。</p> <p>・特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童生徒用の教科書について、今回審議していただいた教科書の他に、一般図書を採択することができること。</p> <p>・岐阜県教育委員会が作成した平成30年度使用「一般図書選定資料」を参考にすること。</p>

第2回岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会（会議要旨）

<p>○第4号議案</p> <p>※議決</p>	<p>「平成29年度岐阜地区採択協議会に関する情報公開について」</p> <ul style="list-style-type: none">・採択協議会に関する情報公開の請求や問い合わせの対応について・平成29年度の公開対象文書等について <p>原案通り決定。</p>
<p>6.今後の予定</p>	<ul style="list-style-type: none">・各市町教育委員会は、その責任と権限において地区選定結果に基づき協議の上、採択の議決をする。・各市町の教育委員会の協議が調わなかった場合、第3回地区採択協議会を開催する。
<p>7.会長閉会の挨拶</p>	<ul style="list-style-type: none">・協議会委員へのお礼